

給を増給する事とし、

(2) 退職者は勤続年向一年に満つた者は二十円、尚
一年を満たさない者十円を増給する事とし、

(6) 一日の勤務移動費を十時向に有する事と、

(7) (6) 大節及公事社労記の日を公休と算入し、元より所定の日給を算入すべきこと、

(8) 職員の福利厚生は職工の意を重んずべきこと、

(9) 宿泊男女外出の自由を認めて差し控へること、

(10) 社外の職工に月給四十日四十日までの家賃を支拂ふべきこと、

(11) 早出の職工に就くことは一時向に就くこと止むるの指

額をもとへ差し控へること、

12
25
8

(12) 特殊者を除く者は休憩中の賃金は支拂ふべきこと、

会員社側の取扱い

(1) 勤怠者は絶対に複職せしもれども不得す、

(2) 物品化粧に應じて日給の倍以上を出すとするも現在

は其の必要を認めざる事とす、

(3) 目下考慮中、

(4) 目下考慮中、

(5) 部門喫食を短縮する事とは現在みては到底不可能、

(6) 会員社にて其の必要を認めたり乍ら即時実施す
べし、